



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第30号
2023. 10. 25

返金されるはずが、 送金させられた・・・

事例

ネットで1万円の洋服を注文し、銀行振込で支払ったが、在庫切れのため、連絡するようメールが届いた。その後メッセージアプリで「電子マネーで返金する」と言われたので、電話で指示されたとおりに操作したところ、返金手続きのはずが逆に16万円が送金されていた。購入したサイトはすでに消えており、メールとメッセージアプリ以外の連絡先は不明であるが、返金してほしい。（20代 男性）



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 銀行振込で支払っているにもかかわらず、返金は電子マネーで行うというのは極めて不自然です。
- 「〇〇ペイで返金します」などと返金を装った新手の詐欺の手口が発生しています。相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはやめましょう。
- トラブルに巻き込まれた場合は、最寄りの消費生活相談窓口または警察署へ相談しましょう。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

